

居住地以外の場所(選挙区)への投票を認めている海外の事例について

(フランス)

1 導入の時期、経緯(背景)

導入の時期及び経緯は不明であるが、居住地ではないコミューンに不動産を有するなどして税金を収めている者に対し投票権を与えるしくみは、古くから存在するようである。

ちなみに、1964年10月28日広報に掲載された選挙法典第11条に、下院議員、県議員、コミューン議員選挙において5年間連続で4つの直接税のうち1つの納税者台帳に記載されるもので希望するものや、公務員としての資格で住居を指定されるものは、居住地以外の選挙人名簿に記載されることができ旨の規定がある。

2 対象選挙

フランスにおいては、下記に挙げるすべての直接選挙において、居住地以外の場所でも選挙権を行使できるしくみがある。

大統領選挙、国民議会議員選挙、州議会議員選挙、県議会議員選挙、リヨン・メトロポール議会議員選挙、コミューン議会議員選挙、広域行政組織議会議員選挙、欧州議会議員選挙

3 選挙権の要件

フランスにおける選挙権の要件は次のとおりである。

- (1) フランス国籍を有し、満18歳以上(投票日に満18歳以上であること。)で公民権を有し選挙権を剥奪されていないもの
- (2) EU加盟国国籍を有するフランス国内居住者(コミューン議会議員選挙及び欧州議会議員選挙のみ)

4 選挙区の選択方法

フランスにおいては、コミューンごとに選挙人名簿が作成されており、選挙権を行使するには同名簿に登録されることが不可欠である。上記3の要件を満たす選挙人資格を有する本人は、原則として、所定の手続きに従い、選挙人名簿登録の申請を行うことになっている。

この際、居住地のコミューンに登録することが一般的ではあるが、それ以外に、次の3つの条件のいずれかを満たせば、居住地以外のコミューンへも申請を行うことができる。

- (1) コミューンの直接税(住居税・企業不動産負担金・非建築固定資産税・既建築固定資産税)納税者名簿に少なくとも2年連続で記載されていること。
- (2) 本人が少なくとも2年間経営者等支配的地位を占めている会社が、コミューンの納税者名簿に少なくとも2年連続で記載されていること。
- (3) 公務員としてコミューンに居住するよう指定されていること。

申請は対象コミューンにより審査され、認められれば当該コミューンの選挙人名簿への登録が行われる。同時に申請者は、投票所の記載のある「選挙人カード」を取得することになる。

5 選挙権の行使方法

通常の選挙権の行使方法と何ら変わりはない。

つまり、投票日に所定の投票所へ出向き投票する。もしくは代理投票を行う。(この場合投票の受任者は、委任者の選挙人カードに記載の投票所へ趣き代理投票する。)

6 選挙権行使の支援措置

7 で後述するが、選挙人名簿は全国で取りまとめられて一元管理されている。市民は、自分がどのコミューンに選挙人登録されているかを、政府のウェブサイト上で確認することも可能で、同時にオンラインで新規(変更)申請の手続きを行うことができる。このシステムにより、名簿の迅速なアップデートが可能になる。よって、選挙権を行使したい人の選挙人登録及び選挙権の行使に役立っていると思われる。

また、選挙全般に、所定の手続きに従った代理投票が認められている。

7 不正防止措置(二重投票の防止等)

フランス国立統計経済研究所(INSEE)により、全国選挙人名簿が作成され一元管理されており、二重に選挙人登録が行われることを防ぐしくみとなっている。また本人確認についても、原則、選挙人名簿登録時及び実際の投票時の2度にわたり、行われることになっている。

8 国会議員定数への反映

現行の国会議員定数は、2010年2月23日法で規定されている。この決定に際し、居住地以外の選挙区へ登録する人の数を同定数へと反映させたとする情報は見当たらなかった。

9 住所地以外の選挙権の有権者数

当該情報は不明。